

令和3年4月30日

保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等について

日頃は、各学校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供にご協力をいただいております、感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が大阪や東京などで猛威をふるう中、本市においても第4波の到来が心配されております。つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する児童生徒の出席停止等について、改めて下記のように確認させていただきますので、ご理解とご協力をお願いします。

記

学校は、児童生徒の安全・安心を最優先に考え、以下のような基準に基づき、出席停止の措置を行います。

児童生徒について、感染が判明した場合、濃厚接触者と認定された場合、濃厚接触者である疑いが生じた場合、発熱等の風邪症状が見られた場合は、本人を出席停止とする。  
また、同居家族の感染が判明した場合やPCR検査を受検することとなった場合、発熱等の風邪症状が見られた場合も同様とする。

○ 児童生徒（本人）が感染等の場合

	出席停止の期間
ア 感染	感染が判明した日から、保健所に登校が許可された日まで
イ 濃厚接触	保健所により濃厚接触者と認定された日から、保健所に指示された期間 ⇒感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒検査で本人が陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間
ウ 濃厚接触の疑い※	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 Ⅰ 感染が判明すれば、「ア」の期間 Ⅱ 濃厚接触者と認定されれば、「イ」の期間 Ⅲ 濃厚接触の疑いがなくなった日まで
エ 発熱等の風邪症状	症状の出た日から、担当医に登校が許可された日まで PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

※「濃厚接触の疑い」とは、保健所により濃厚接触者と認定されてはいないが、児童生徒が接触した人（同居の家族、親戚、習い事先の先生や友達など）に感染の疑いがある場合を指します。判断に迷う場合は、一度学校にご相談ください。

### ○ 同居の家族が感染等の場合

	出席停止の期間
オ 感染	感染が判明した日から、保健所に指示された期間 ⇒児童生徒本人の感染が判明すれば、「ア」の期間 ⇒児童生徒本人がPCR検査を受け陰性と判明した場合も、保健所に指示された期間
カ 濃厚接触	濃厚接触者と認定された日から、陰性と判明した日まで ⇒同居の家族の感染が判明すれば「オ」へ
キ 濃厚接触の疑い	濃厚接触である疑いが生じた日から、次の期間 Ⅰ 同居の家族の感染が判明すれば、「オ」の期間 Ⅱ 同居の家族が濃厚接触者と認定されれば、「カ」の期間 Ⅲ 同居の家族に濃厚接触の疑いがなくなった日まで
ク 発熱等の風邪症状	症状の出た日から、症状が治まった日まで PCR検査を受けた場合、陰性が判明した日まで

### ○ その他

- ・以上のように、出席停止に該当することが分かった場合は、一刻も早く学校に連絡してください。
- ・「1 出席停止の考え方について」で示した以外に、「地域での感染者が増加し登校させるのが心配である」「子供は濃厚接触者ではないが、少し心配な状況にある」といった場合は、遠慮なく学校にご相談ください。守秘義務を遵守し、個別に対応してまいります。

(連絡先 室場小学校 52-1066 / 携帯電話080-1576-9432)

(問合先 教育委員会事務局 学校教育課 65-2175)